

就学前教育・保育制度のあり方を考える視点 —「幼保一元化」、「認定子ども園」の検討をふまえて—

村野 敬一郎¹

わが国の就学前教育・保育は幼稚園制度と保育所制度の二つの制度により担われてきた。両制度の「二元化」された状況は、幾たびとなく「幼保一元化(一体化)」問題として議論されながらも、有為な制度の構築には至っていない。現民主党政権下の「子ども園」構想は、「幼保一元化」問題を解決するものとして提示されたが、幼稚園・保育所などの関係者からサービスの質の低下や値上げの可能性を懸念する声があがるなど、その先行きは不透明である。本稿は、この「幼保一元化」をめぐる議論の歴史的検討と、一連の動きの中で実現した「認定子ども園」の検討を踏まえ、就学前教育・保育制度の議論の在り方の方向性を探ったものである。従来の議論・制度構築は基本的に、財政効率、財政再建、規制改革など、教育や保育の論理とは異なる次元で語られ、有用な結論が導き出せない状況が続いてきている。この問題は国家としてのあり方の中長期的な展望のもと「保育の質」を問う本質的議論が行われるところで初めて、意味ある改革の道が開けてくることになる。

Keywords : 就学前教育・保育制度 幼保一元化 認定子ども園 保育の質

はじめに

第二次大戦後、わが国の就学前期にある子どもたちのための教育・保育は、明治初期に設立された東京女子師範学校附属幼稚園を皮切りに学校教育制度のひとつとして発展することになった幼稚園制度と、救貧を主たる目的に同じく明治期に開設された民間の託児施設から、その後保育所と名を改め児童福祉を理念として展開されてきた保育所制度の二つの制度によって担われてきた。両制度の有り様は、教育と福祉という「二元化」された状況の下で、幾たびとなく「幼保一元化(一体化)」問題として議論されてきた。このいわゆる「幼保二元化」の状況に一石を投じるものとして「認定子ども園」制度が2006年秋より始まったが、期待を集めながらも、実務の手続きの煩雑さなどの問題もあり、開園数は必ずしも当初期待されたほどのものとはなっていない。2009年秋民主党政権が誕生し、同年12月閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の中で「幼保一体化」を含めた保育分野の制度・規制改革が

具体的な措置として挙げられ、「幼保一元化」の問題は、現実味を帯びて議論の俎上に上ってくるようになった。2010年6月には政府によって「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」がまとめられ、ここで幼稚園・保育園を統合した「こども園」構想が描かれた。2011年通常国会に所要法案の提出の方針が示され、就学前期の子どもの教育・保育の仕組みが大きく変わる可能性が出てきたが、一方で幼稚園・保育所などの関係者からサービスの質の低下や値上げの可能性を懸念する声があがるなど、その先行きは不透明である。本稿では、この幼保一元化をめぐる議論の歴史的検討と、一連の議論の流れの線上に登場した「認定子ども園」の検討を通してそれらの議論の課題を探る中で、就学前教育・保育制度の議論の在り方の方向性を探ろうとするものである。

1. 「認定子ども園」に到る「幼保一元化」をめぐる議論の歴史的経緯とその視点

(1)戦後の二元化政策の始まりと一元化論議の高まり(～70年代)

戦後の教育改革の方針を審議したのは、1946年

1. 宮城学院女子大学発達臨床学科

8月に発足した教育刷新委員会である。そこでは、幼児教育について、保育の年齢別による一元化や5歳児保育の義務制などが議論されている¹⁾が、1947年3月に出された学校教育法では、幼稚園は、義務化の問題は見送られたものの、学校教育体系の中に、その一部を構成し、幼児の「心身の発達を助長することを目的とする」ものとして位置付けられた。一方、1938年制定の社会事業法で「児童保護ヲ為ス事業」として規定された「託児所」は、「すべての児童の福祉」という積極的な理念を前面に打ち出した児童福祉法(1947年12月)において保育所として制度化されることになり、両制度は別々の法体系に位置付けられた二元体制で歩みを進めることになった。ただ、両者の保育の基本や内容に決定的な違いがあったわけではない。1948年に「幼稚園の教育の実際についての基準を示すもの」として文部省から出された「保育要領」は、厚生省側の関係者も加え、保育所での使用も考慮して作成されており²⁾、それは同時に保育所や家庭での教育の基準でもありうる内容であった。加えて、この段階での保育所は、「日々保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」(児童福祉法)であり、1951年の児童福祉法改正で、「保育に欠ける」の文言が加わるまでは、対象とする子どもに幼稚園との間で明瞭な違いがあるわけではない。このような点を考えるとこの段階では比較的緩やかな二元体制であったといえるだろう。

1947年当時それぞれ1480箇所、1618箇所に過ぎなかった幼稚園、保育所は、1955年にはそれぞれ5426箇所、8321箇所へと出生数の増加、幼児教育への関心の高まり、働く母親の増加などを背景に急増している。そのような中、1951年の児童福祉法の改正は保育所の対象児を「保育に欠ける」子どもに限定し、幼稚園との違いを明確に打ち出すが、文部省も1952年には通達「幼稚園基準について」の中で幼稚園の保育時間は4時間とする原則を示し、保育要領を1953年「幼稚園教育要領」に改正し、幼稚園の教育課程の基準として公示している。1963年には文部省初等中

等局長と厚生省児童局長の連名で通知「幼稚園と保育所の関係について」が出され、その中で幼稚園は「学校教育を施すこと」を目的とする一方、保育所は『保育に欠ける児童』の保育を行うことを明記した。「両者は明らかに機能を異にする」ことを明示し、さらに「保育に欠けない」幼児については「幼稚園に入園するよう措置すること」を求めるなど、両者の設置目的や機能の違いを明確にした。このことは確かに監督官庁として幼保二元体制の表明であり、両者の二元化を促進するものになっている。ただ一方で「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」とするなど、実際の中身に違いが無いことも表明し、むしろ幼保に格段の違いは無いことを示す結果ともなっているといえるだろう。確かに1965年には先の協同通知を受け、厚生省は保育所の「教育」部分を幼稚園教育に準ずるべく「保育所保育指針」を刊行し、保育内容、教育内容の整合性の確保に努め、その後1998年の幼稚園教育要領、1999年の保育所保育指針の改訂に際しては、関係者双方が改訂作業に参加し、互いの考え方を理解しながら取り組むなど、教育・保育内容の整合性に向けた努力がなされている。しかしいずれにしてもこの通知が両者の制度上の違いの部分を強調し、以後二元化行政下で整備が進められていくことになったのである。国レベルでの動きはともかく自治体レベルでは60年代から制度的制約を受けながらも地域の関係者の熱意等を背景に幼稚園と保育園を一体的に運営する試みを見ることができ³⁾が、あくまでも一部地域に留まるものであった。

60年代末から70年代になると中央教育審議会が学制改革に関する審議過程で幼稚園と保育所の関係を取り上げ、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(1971)の、「幼稚園として必要な条件を具備した保育所には、幼稚園としての地位をあわせて付与する」という提案、いわゆる「二枚看板論」が議論を巻き起こしている⁴⁾。中央教育審議会の幼稚園の優位性を強調する立場は、当然保育関係団

体から批判を浴び、中央児童福祉審議会が「児童福祉という総合的な観点から好ましくない」と批判する一方、その中央児童福祉審議会意見具申に全国私立保育園連盟が「将来への展望を欠く」と批判するなど、二元化問題に関する議論が活発に行われている⁵⁾。しかし1977年に文部省・厚生省が設置した「幼稚園及び保育所に関する懇談会」の最終報告書(1981)で、「簡単に一元化が実現できる状況ではない」と総括したように、合意点が見つけられぬまま二元化問題は今後の問題として先送りされることになったのである。ただ、村山も指摘するように、総じてこの時期の幼保のあり方を議論する視点には、不十分ながらも地域の実情や親たちのニーズを背景に子ども達のための保育の充実や改善課題を探り、幼保の協調・連携を図ろうとする姿勢を読み取ることができる⁶⁾が、以降の議論では埋もれていく観点でもある。

(2)財政効率と規制緩和政策の中で語られる「幼保一元化」

1981年発足の第二次臨時行政調査会は行財政改革の検討を行い、同年7月の第一次答申の中で、社会保障費抑制が大きな政策目標となるなか、保育所の抑制や保育所保育料の大幅値上げを提言する。以降、1984年発足の臨時教育審議会でも答申に幼保一元化の問題は盛り込まれなかったものの、幼保の問題は財政効率の観点で検討されるなど、保育所と幼稚園の問題は、臨調の行財政改革路線に沿って議論されることになった。経費、特に公費負担経費の比較の中で検討されるなど、それは財政効率の点で私立幼稚園優先に軸足を移した議論ともなり、幼保の対立に連なる議論でもあったといえよう。90年代に入ると、1989年のいわゆる1.57ショックを契機として少子化対策を迫られた政府は、男女共同参画社会実現に向けた政策とも相俟って積極的な子育て支援策を打ち出していくことになる。待機児童問題が社会問題化する中、保育所政策は抑制政策から逆に活用政策への転換を迫られ、1994年のいわゆるエンゼルプランを中心に多様な保育のニーズに対応した保

育所対策がとられることになった。一方幼稚園については、文部省は1991年の「幼児教育の振興について(第三次)」で幼稚園の3年保育を認め、1997年の「預かり保育促進事業」を予算化し幼稚園の延長保育を奨励する方向をとることになった。預かり保育は安価な待機児童対策としての位置付けを免れないが、これらの施策の中で幼稚園は保育所に準じた役割を果たすことになり、「幼稚園の保育所化」といわれる状況ができあがってくる。このような流れの中、地方分権推進委員会が1996年12月の第一次勧告の中で「少子化時代の到来の中で、子どもや家庭の多様なニーズに的確に応えるため、地域の実情に応じ、幼稚園・保育所の連携強化及びこれらに係る施設の総合化を図る方向で、幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立する」ことを提言し、これを受けた文部省と厚生省は1997年4月に「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」を発足させ、1998年3月には「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を策定している。しかしこの指針は両者の一元化を目指したのではなく、あくまで両者の施設・運営を共用化するに際して、施設面積や職員数など保育所最低基準や幼稚園設置基準などの取り扱いに関する具体的な指針を示したに過ぎない。この共用化指針が出されて以降、幼保共用化施設は各地で増えるが、後述する「認定子ども園」が登場する2006年段階でその数は全幼稚園・保育園数の2~3%に留まるものだった。

再び「幼保一元化」の問題が取り上げられるのは、2002年10月の地方分権改革推進会議の最終報告「事務・事業の在り方に関する意見」においてである。その中で、幼稚園と保育所は地域によっては均質化してきているのが現状であり、そのため「それぞれの地域の判断で一元化できるような方向で見直していくべきである」と提言し、実現のために「保育所の運営への国の関与が強すぎるが故に、地方の要望にもかかわらず一元化できないのであれば、児童福祉法等まで踏み込んで見直すべきである」との見解を述べている。翌

2003年2月には総合規制改革会議が「規制改革推進のためのアクションプラン・12重点検討事項に関する答申」を提出し、12の重点検討事項のひとつとして「幼保一元化」を取り上げている。両者の提言の中では、国の補助負担金の一般財源化、保育所入所要件の緩和、施設設備等の基準統一化に向けた規制の緩和・撤廃等が取り上げられている。2001年6月、小泉内閣下で示された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の基本方針2001」の中に、社会問題化していた待機児童問題対策として盛り込まれた「待機児童ゼロ作戦」推進は、保育所増設より入所定員の弾力化、公設民営方式の導入、設置主体制限の撤廃など規制緩和政策によるもの、つまり最小のコストで実現を図ろうとするものであったが、両会議で語られる「幼保一元化」は、この小泉内閣下の規制緩和の手法を用いたものである。先の両会議の提言に文部科学省、厚生労働省とも反対の立場をとったが、規制緩和による財政削減をめざし、経済効率の観点から考えられた「幼保一元化」は、子ども達に提供されるものの質の低下を代償に実現される危険性を孕むものであり、それは理念無き教育・保育の改革とも言わざるをえない。

2. 幼保一元化の視点からみた「認定子ども園」の課題

(1) 幼保総合施設としての「認定子ども園」

地方分権改革推進会議と総合規制改革会議から提言された制度的「幼保一元化」の議論は、2003年経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の「国庫補助負担金合理化方針」の中で提起された「総合施設」の設置という結論で収束され、2005年に始まった「就学前の教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設」モデル事業としてその歩を進めることになった。そのモデル事業は2005年度に全国35箇所で行われ、2006年3月の総合施設モデル事業評価委員会の評価まとめを待って制度化されることになった。この新しい施設は、「近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域に

おいて児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」とされたが、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会議がまとめた2004年12月の「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議のまとめ）」の中で、その施設は「規制改革や地方分権の流れも踏まえ、地域は自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応することができるようにするための新たなサービス提供」の「枠組み」として提示され、新たな機能の部分が注目されたものであり、「既存施設からの転換や既存施設がその有する機能を互いに生かしつつ連携することなどを含め、可能な限り柔軟な制度とする方向で検討すべきであり、積極的に施設の新設を意図するものではない」とされた。結局この新しい「総合施設」は、規制改革や地方分権という政治の流れと折り合いをつけたうえで、かつ従来の二元体制を前提にしながら、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ3番目の施設として成立するのである。この施設は、2006年6月の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により「認定子ども園」として同年10月成立スタートすることになったが、幼保の一元化どころかむしろ三元化した状態を作り出すことになったといえるだろう。

(2) 「認定子ども園」の特徴と問題点

認定子ども園は制度導入から5年目を迎え、認定件数は2010年4月段階で532件を数える。2011年度目標値2000件以上には及ばないものの一定の伸びをみせてはいる。認定子ども園の特徴は保護者の就労の有無に関わらず利用できることで、就学前の子どもに適切な教育及び保育を提供する機能と地域におけるすべての子育て家庭を対象に子育て支援を提供する機能を併せ持つことが条件として求められているが、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設として子育て世帯のニーズ

に合致したものとなっている。その具体的なあり方として①幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより認定子ども園としての機能を果たすタイプ）②幼稚園型（認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための時間を確保するなど保育所的な機能を備えることにより認定子ども園としての機能を果たすタイプ）③保育所型（認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定子ども園としての機能を果たすタイプ）④地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可も無い地域の教育・保育施設が、認定子ども園として必要な機能を果たすタイプ）の4類型が設定されているが、2010年4月現在では、幼保連携型が45%を占め最も多く、次いで幼稚園型（34%）となっている。幼稚園救済策ともいわれたが、幼稚園をベースにした転換が多く図られているのは確かである。

厚生労働省は2008年3月にすべての都道府県130施設に「認定子ども園に係るアンケート調査」を実施し、その結果を報告している。それによると、施設を利用している保護者の約8割が保育時間を自由に選べる、就労の有無に関わらず利用できる、などの理由で認定子ども園を評価し、また認定を受けた施設の9割以上が、子育て支援活動の充実、就労の有無に関わらない受け入れ、教育活動の充実などの点で認定を受けたことを良かったと評価しており、認定子ども園制度の趣旨や特色を反映した結果となっているといえるだろう。一方マイナス面の評価としては煩雑な事務など実務的な側面が挙げられているのみである。しかし踏み込んで、子ども達に提供される中身に関する観点から見れば、たとえば「施設の設定及び運営に関する基準」や園と保護者との契約方法のあり方などに、このアンケート調査結果には表われてこない、この施設を持つ危うさ・問題点が多く潜んでいるように思われる。先述の総合規制改革会議の「規制改革推進のためのアクションプラン・12重点検討事項に関する答申」の中で、「総合施設については、・・・その施設設備、職員資格、

職員配置、幼児受入などに関する基準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらから緩い方の水準以下とすべきである」との見解が示されている。事実、認定子ども園にあっては最低基準が緩和され、例えば職員配置を例に取れば、3歳児の場合、保育所はおおむね20人に1人の保育士、幼稚園は35人に1人の教諭配置で、認定子ども園にあっては、満3歳以上の子どもの共通利用時間について、35人に1人の職員配置となり、保育所サイドから見れば従来の最低基準を下回る環境に子どもを置くことになる。調理室を例にとっても、保育所では必置だが幼稚園では任意であり、認定子ども園では一定の要件を満たせば必置ではなくなる。しかもこれらの基準も国の指針があるとはいえ、最終的には各都道府県が決め施設の認定を行うという制度である以上、地域による格差を引き起こす可能性も内包している。また入園に際しては、直接契約制度が導入され、利用料も各施設が設定し徴収することになったが、低所得者等の利用が排除されないように市町村による排除命令の措置があるとはいえ、利用者の選別につながる可能性をこちらでも内包する方法であるなど、子ども達の福祉の後退につながりかねない制度と言わざるをえない。社会のニーズに応えるという大義名分を身にまといながらも、その内実は規制緩和を具現化したものにすぎず、現状よりもサービスの質の低下を強いる可能性を持たされた施設の有り方は、より良く発展した子ども達のためのものといえるのだろうか。

3. これからの就学前教育・保育制度を考える視点

認定子ども園に到るまでの幼保一元化をめぐる議論を概観してきたが、特に近年の議論からは誰のための、何を実現するための議論なのか、その本質的な部分がよくみえてこない。理念とそれを実現するための手立てに関するはずの議論から、理念に関する部分を置き去りにした(すりかえた)議論になっているように思われる。就学前期にある子ども達のための教育・保育制度構築のために

は、どのような視点から議論されることが生産的な結論を導き出すことになるのだろうか。その点で、やや逆説的ながら、「幼保一元化」の議論の線上に浮かびながら変容した形で登場した認定子ども園に関する「認定子ども園制度の在り方に関する検討会」の2009年3月の報告書「今後の認定子ども園制度の在り方について」は一つの示唆を与えてくれるように思われる。その中で認定子ども園制度の理念として、「<すべての子どもの最善の利益>を第一に考え」ることを再確認したうえで、今後の改革の方向としての取り組むべき課題やその対応を提示しよう試み、それらに取り組む際の視点として、「子どもの最善の利益を重視すること」、「乳幼児期に最もふさわしい生活の場を保障すること」、「教育・保育の質の維持・向上を目指すこと」、「家庭や地域の子育て支援機能を評価し、強化すること」の4点を挙げている。この指摘は幼保一元化の議論の核心的観点となりうるものであり、正鵠を射たものであろう。にもかかわらず認定子ども園という新しい施設にはなぜ多くの問題が投げかけられることになったのか、その点は後に譲るとして、これら4つの視点を議論の核として統合するものは何か、それは「教育・保育の質」という課題であろう。議論の出発点はやはり子どもたちである。保育所制度は保護者の就労問題が前提にあるため、ともすれば保護者のニーズという観点で語られやすいが、やはり子どもの福祉の問題が第一の課題である。このことについて子育て支援の文脈の中で語る汐見の発言は興味深い。「子育て支援はまず子どもの育ちを保障するものでなければならぬ。多くの子育て現場では、子育て支援の定義を並列的に親の支援も、子どもの支援も」ととらえている。しかし、子どもの最善の利益を優先するならば、子育て支援はまず子どもの育ちを保障することを最優先としなくてはならない。そのために必要な支援として、親・家族への支援があるのである」⁽⁷⁾と述べ、子育て支援の第一義的な目的は子どもに視点があることを明確に述べている。「子どもの最善の利益」とは、周知の通り、国際連合の「児

童権利宣言」、「子どもの権利条約」の中で語られた文言だが、子どもたちの育ちを支える第一の視点たりうるものであろう。

この「最善の利益」とは何か、それはどこでどのように実現（保障）されていくのかという本質的な問いが就学前の子ども達の教育・保育制度のあり方を考える中で発せられるとき、それは「保育の質」を問う問いかけともなる。諸外国の最近の幼児教育・保育制度改革に触れた論考⁽⁸⁾は、諸外国の「幼保一元化」も含む制度改革は、わが国の待機児童対策等のような単純な目前の課題対策ではなく、「保育の質」がその後の義務教育における学業成績や学習意欲の向上に資するだけでなく、労働市場における人材確保やあるいは犯罪率の抑制にも関わることを明らかにしたうえで取り組みであること、そして例えばEUにおいて「保育の質」を高めるための「保育サービスの質目標」などの具体的目標を掲げた取り組みがなされていることを教えてくれるが、これらの取り組みは明確な国家としてのビジョンを背景になされていることを示している。先の4つの視点を提示した認定子ども園をめぐる報告書について、課題に向き合う視点は同意できるものでありながらも、その先に出てくる具体的な課題と対応の方向性からは、この「保育の質」をめぐる議論にはあまり触れることなく行財政的な個別の問題に傾いていった感が否めない。子どもの生活の場としての施設をどう考えるか、保護者への応援をどう考えるか、子ども・保護者を支える行政のあり方、行財政施策の在り方をどう考えるかなど個々の具体的な課題は、本来「保育の質」をめぐる本質的な議論の中で生産的な課題として自ずと解決の方向性が探られることになるように思われる。今般民主党政権下で、「子ども園」構想が打ち出されているが、保育制度の市場化などが見え隠れし、質の低下、保護者負担の増加など危ぶむ声もあり、幼稚園・保育所の関係者からも拙速な導入に批判の声があがっている。この就学前の子ども達を支える制度をめぐる課題は、諸外国の例が示すように明確な国家ビジョンに裏付けられた中長期的な展望を持つ

た施策として考えられていく必要がある。そのためにも本質的な「保育の質」を問う議論を経ることが不可欠である。

註

- (1)岡田正章・他編『戦後保育史』第1巻（日本図書センター、2010）P. 429～430
- (2)伊藤良高『現代の幼児教育を考える 改訂新版』（北樹出版、2007）P. 64
- (3)楠山三香男「変わりつつある幼稚園・保育所」（『講座 幼児と教育5』、岩波書店、1994）P. 86～95、中山徹・他編『幼保一元化—現状と課題』（自治体研究社、2004）P. 11～34
- (4)中村強士『戦後保育政策のあゆみと保育のゆくえ』（新読書社、2009）P. 86
- (5)村山祐一『「子育て後進国」からの脱出』（新読書社、2008）P. 198～199
- (6)同上、P. 194
- (7)汐見和恵「子どもの育ちと親を支える社会的支援の意味」（松田茂樹・他編『揺らぐ子育て基盤』、勁草書房、2010）P. 131
- (8)山内紀幸「日本における幼児教育・保育改革—2000年代を中心とする「幼保一元化」議論」（『研究年報 社会科学研究』第30号、2010）P. 48～49、池本美香「保育制度改革を考える—諸外国の動向をふまえて」（『都市問題研究』第56巻第6号、2004）P. 85～92、泉千勢・平田早和子・船曳美知子「保育サービスの『質』目標（10年間の行動計画の提案）：EU委員会保育ネットワーク報告書（1996）」（『社会問題研究』第53巻第1号、2003）

引用文献（各種答申等）

- ・文部省初等中等局長・厚生省児童局長 1963 幼稚園と保育所の関係について
- ・中央教育審議会 1971 今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について
- ・文部省・厚生省 1981 幼稚園及び保育所に関する懇談会報告書

- ・地方分権推進委員会 1996 第一次勧告—分権型社会の創造
- ・文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長 1998 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針
- ・地方分権改革推進会議 2002 事務・事業の在り方に関する意見
- ・認定子ども園制度の在り方に関する検討会 2009 今後の認定子ども園の在り方について

参考文献

- ・白井千晶・岡野晶子編『子育て支援制度と現場』（新泉社、2009）
- ・村山祐一『「子育て後進国」からの脱出』（新読書社、2008）
- ・認定子ども園法研究会『認定子ども園法の解説』（中央法規、2006）
- ・泉千勢・他編『世界の幼児教育・保育改革と学力』（明石書店、2008）
- ・森上史朗監修『最新保育資料集2010』（ミネルヴァ書房、2010）
- ・角野雅彦「幼保総合施設<認定子ども園>の制度化に至る経緯とその課題」（『四国学院 論集』122、2007）
- ・教育刷新委員会 1947 第8回建議
- ・文部省 1948 保育要領
- ・文部省 1952 幼稚園基準について
- ・臨時行政調査会 1981 行政改革に関する第一次答申
- ・文部省 1991 幼児教育の振興について（第三次）
- ・総合規制改革会議 2003 規制改革推進のためのアクションプラン
- ・中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会議 2004 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について
- ・厚生労働省 2008 認定子ども園に係るアンケート